

EU 各国（27 か国）における兵役義務・非軍事的代替役務義務

平時における兵役義務がある国（9 か国）

国名	憲法上の根拠	兵役義務の概要	非軍事的代替役務義務の概要・代替役務者の人数等
エストニア	第 124 条 エストニア国民は、法律に基づき、かつ、法律で定める手続に従い、国防に参加する義務を負う。 2 宗教的又は倫理的理由により国防軍における軍務を拒否する者は、法律で定める手続に従い、代替役務に服する義務を負う。（後略）	<ul style="list-style-type: none"> ・19 歳～27 歳の男子。 ・期間は 8 か月間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は 16 か月間。 ・戦時においては後方支援業務、平時においては適切な訓練を受ける。
オーストリア	第 9a 条 1・2 (略) 3 すべての男子のオーストリア国民は、兵役義務を負う。良心的理由から兵役義務の遂行を拒否し、それを免れるものは、代替役務をしなければならない。詳細は、法律で定める。 4 オーストリアの女子の国民は、志願して連邦軍において兵士として勤務することができ、かつ、この勤務を終了させる権利を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> ・17 歳～50 歳の男子。 ・期間は 6 か月間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は 9 か月間。 ・兵役拒否者は、州知事の承認を受けた施設において代替役務を行う。施設は主に病院、社会福祉施設、文化施設である。 ・1998 年以降、その年度に徴兵検査に合格した者の平均 23.6% が代替役務を選択している。
キプロス	第 47 条 共和国大統領及び副大統領双方により共同して行使される行政権は、以下の事項よりなる。 (a)～(f) (略) (g) 第 129 条に定められた兵役の制度化。（後略） 第 129 条 1 (略) 2 強制兵役制度は、共和国大統領及び副大統領双方の同意による以外は、創設されないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳～50 歳の男子。 ・期間は 25 か月間。 	(良心的兵役拒否の権利を認める規定はない。非軍事的代替役務は規定されていない。)
ギリシャ	第 4 条 1～5 (略) 6 武器を携行できるすべてのギリシャ国民は、法律で定めるところにより、祖国の防衛に貢献する義務を負う。 【解釈条項】 第 6 項の規定は、軍役又は一般兵役の具体的良心的拒否者に、軍隊の内又は外（代替役務）で、法律が他の役務の義務的履行を認めることを排除するものではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・19 歳に達する年の 1 月～45 歳に達する年の 12 月までの男子（戦時は 18 歳に達する年の 1 月から徴兵可能）。 ・期間は原則 1 年だが、諸条件（兄弟の人数等）によって短縮あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は兵役期間の 2 倍から 1 月を引いた期間（概ね 23 か月）。 ・良心的兵役拒否者は、兵器を伴わない兵役又は代替の民間、社会的役務を提供するために招集される。
スウェーデン	統治法典第 8 章第 3 条 私人に課せられた義務に関するまたはその他私人の私的、経済的状況に対する侵害となる、行政と私人との関係に関する規定は、法律で規定しなければならない。 2 それらの規定には、就中、犯罪行為、その行為の法的効果に関する規規定、国に支払うべき税金に関する規定、徴用その他の処分に関する規定が含まれる。 (註) 統治法典上、国民の義務を具体的に定める明文の規定は存在しないが、上記納税等国民の義務については法律で定めなければならないという一般的な規定が定められている。国防に参画する義務については、「全体防衛義務に関する法律」に規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・19～47 歳の男子。 ・期間は陸海軍が 7～15 か月間、空軍が 8～12 か月間。 ※16～70 歳までのすべての国民に全体防衛義務あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は兵役義務の期間と同じ。 ・兵役拒否者は、防火管理、救助活動、鉄道・道路の管理・補修、発電所及びその関連施設における操作・維持管理等に従事する。 ・申請者数 160 人（2005 年）、128 人（2006 年）。
デンマーク	第 43 条 (前段略) 制定法によるのほか、いかなる男子も徴兵されず、またいかなる公債も募集されない。 第 81 条 武器を携行できるすべての男子は、制定法の定めるところにより、自ら国家の防衛に貢献する義務を負う。	<ul style="list-style-type: none"> ・18～30 歳の男子。 ・期間は 4～12 か月間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は兵役義務の期間と同じ。 ・難民支援機関、図書館、学校、劇場、保育施設、博物館等の国家役務に従事する。 ・良心的兵役拒否者数は 672 人。対徴兵予定者比約 3%（1999 年）。
ドイツ	第 4 条 1・2 (略) 3 何人もその良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されない。詳細は連邦法律で定める。 第 12a 条 男性に対しては、満 18 歳から軍隊、連邦国境警備隊、または民間防衛団における役務を義務として課することができる。 2 良心上の理由から武器をもってする兵役を拒否する者には、代替役務を義務づけることができる。代替役務の期間は、兵役の期間を超えてはならない。詳細は、法律でこれを規律するが、その法律は、良心の決定の自由を侵害してはならず、かつ、軍隊および連邦国境警備隊の諸部隊と無関係の代替役務の可能性をも規定しなければならない。（後略）	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳以上の男子。 ・期間は 9 か月間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は 9 か月間。 ・代替役務の活動分野は、ケア・介護サービス、手工業、配管・配線、環境保護、庭園・園芸等多岐にわたる。 ・代替役務奉仕者数は約 7 万人、兵役招集者数も約 7 万人（2007 年）。
フィンランド	第 127 条 すべてのフィンランド国民は、法律で定めるところにより、国防に参加し、及びこれを支援する義務を有する。 2 良心に基づいて兵役を拒否する権利に関する規定は、法律で定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・18 歳～60 歳の男子。 ・期間は約 6～12 か月間。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は約 12 か月間。 ・社会福祉、教育、文化、環境保護又は人命救助に関する活動を行う。人命救助又は民間防衛に係る能力向上のための訓練もある。 ・若年者の約 7% が代替役務を選択している（2008 年）。
ポーランド	第 85 条 祖国の防衛は、ポーランド市民の義務である。 2 兵役義務の範囲は、法律がこれを定める。 3 その宗教的信条または信ずる道徳的原則が兵役に服することを許さない市民には、法律において定められた原則に基づいて代替役務を義務づけることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・満 18 歳に達した男女。 ・期間は 9 か月間。 ※2009 年 9 月に廃止される予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替役務は労働省及び地方政府の管轄のもと、保健、介護、環境保護等の社会活動が実施されている。
スイス	第 59 条 すべてのスイス人男性は、兵役に従事する義務を負う。法律は、非軍事的代替役務を定めることができる。 2 スイス人女性については、兵役は、任意である。 3 兵役にも代替役務にも従事しないスイス人男性には、税が課される。当該税は、連邦によって課され、州によって査定され、徴収される。（後略）	<ul style="list-style-type: none"> ・20～30 歳の男子。 ・期間は 4～5 か月。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は兵役期間の 1.5 倍。 ・保健衛生、社会福祉、文化財保存、環境保護、森林保護、農業、開発協力等の分野において行われる。 ・徴兵兵力を含む総兵力は 24 万人(うち職業軍人が約 1 万人)。 2008 年における代替役務従事者は 1,946 人である。

【参考】憲法上徴兵について法律に委任しているが、平時における兵役義務のない国（11 개국）

国名	憲法上の規定	備考
イタリア	第 52 条 祖国の防衛は、市民の神聖な義務である。 2 兵役は、法律の定める制限及び方法にしたがい、これを義務とする。その履行は、市民の職務上の地位または政治的権利の行使を妨げない。	徴兵制は 2004 年に廃止された。 憲法上の兵役義務は残っており、戦時における徴兵制の復活は可能とされる。
オランダ	第 98 条 軍隊は、志願兵で構成するほか、徴集兵をその構成員とすることができる。 2 兵役及び戦時における徴兵の猶予の権限については、法律で定める。	徴兵制は 1997 年に停止された。
スペイン	第 30 条 市民は、スペインを防衛する権利および義務を有する。 2 法律は、スペイン人の兵役義務を定め、必要な保障を付したうえで、良心的兵役拒否、およびその他強制的兵役の免除の自由を規定する。その際、場合により、兵役に代わる社会的役務を課することができる。 3 一般的利益目標の達成のため、非軍事的役務は、これを定めることができる。	徴兵制は 2001 年に廃止された。
スロバキア	第 25 条 スロバキア共和国の防衛は、義務であり、国民にとり名誉なことである。兵役の範囲は、法律で定める。 2 何人も、その良心、宗教的信条若しくは信念に反して、兵役に就くことを強制されない。詳細については、法律で定める。	徴兵制は 2006 年に廃止された。
スロベニア	第 123 条 法律により定められた期間および内容において、国防に参加することは、市民の義務である。 2 宗教的、思想的、または人道主義的信条により、軍役に服することを望まないすべての市民は、軍役以外の内容により、国防に参加する機会を与えられる。	徴兵制は 2003 年に廃止された。
チェコ	チェコ共和国の安全保障に関する憲法的法律 第 4 条 軍の徴募は、徴兵制を基本とする。 2 徴兵の義務の範囲、軍、武装治安部隊、救助部隊及び救急隊の任務、組織、訓練及び人事並びにこれらの組織の構成員の法律上の地位については、軍に対する文民による監視を確保しつつ、法律で定める。	徴兵制は 2004 年に廃止された。 例外的な状況下においては、徴兵制を再び導入することが可能であるとされる。
ハンガリー	第 70H 条 ハンガリー共和国のすべての国民は、祖国を防衛する義務を負う。 2 国家緊急事態又は国防準備事態に際しては、国内に居住するすべてのハンガリー国民たる男性は、国会がその出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で議決したときは、法律で定めるところにより、軍事的役務に招集される。この場合において、その良心上の理由により軍事的役務に従事することができない者は、非軍事的役務に従事するものとする。 3 国内に居住するハンガリー国民たる男性については、法律で定めるところにより、民間防衛活動（国家緊急事態に際しては、防衛活動に係る労役）に従事する義務を課することができる。	徴兵制は 2004 年に廃止された。
ブルガリア	第 59 条 祖国の防衛は、全ブルガリア国民の義務及び名誉である。祖国に対する反逆及び裏切りは重罪であり、法をもって厳罰に処す。 2 兵役義務の遂行並びにその免除及び代替的役務のための要件及び手続は、法律により定める。	徴兵制は 2007 年に廃止された。
ポルトガル	第 276 条 全てのポルトガル国民は、国家を防衛する権利と義務を有する。 2 法律は兵役任務を規制しており、兵役の形態、奉仕的性格か義務兵役なのか、その実施期間と内容について規定している。	徴兵制は 2004 年に廃止された。
リトアニア	第 139 条 外国の武力による攻撃からリトアニア国家を防衛することは、リトアニア共和国市民の権利であり、義務である。リトアニア共和国市民は、法律により定められた手続きに従い、兵役又は代替の国防役務に従事しなければならない。	徴兵制は 2008 年に廃止された。
ルーマニア	第 55 条 国民は、ルーマニアを防衛する権利を有し、義務を負う。 2 兵役の期間は、基本法で定める。 3 国民は、志願兵を除き、基本法で定めるところにより、20 歳に達してから 35 歳に達するまでに徴兵される。	徴兵制は 2006 年に廃止された。

※兵役について憲法上の規定がない国（7 개국）：アイルランド、イギリス（1960 年に徴兵制廃止）、ルクセンブルグ（1968 年に徴兵制廃止）、ベルギー（1995 年に徴兵制廃止）、マルタ、ラトビア（2007 年に徴兵制廃止）、フランス（2001 年に徴兵制廃止）

【出典】

- 憲法審査会事務局仮訳：エストニア、ギリシャ、オランダ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア
- 全体：『衆議院 EU 憲法及びスウェーデン・フィンランド憲法調査議員団報告書』（平成 16 年 12 月）、世界の憲法集〔第 4 版〕阿部照哉・畑博行編（有信堂・2009）、外務省サイト、『European Social Charter』（European Committee of Social Rights・2008）米中央情報局『the world fact book 2009』、『世界年鑑 2009』（共同通信社）、佐々木陽子『兵役拒否』（青弓社・2004）
- エストニア：エストニア国防軍サイト（http://www.mil.ee/index_eng.php?s=ajateenistus）、エストニア政府サイト（<http://www.eesti.ee/eng/riik/riigikaitse2/>）
- オーストリア：渡辺久丸『現代オーストリア憲法の研究』（信山社・2006）、オーストリア政府サイト（<http://www.bmi.gv.at/cms/zivildienst/start.aspx>）
- キプロス：西修「キプロス共和国憲法」『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史第 7 巻』（パピルス出版・1979）、キプロス国防省サイト（http://www.mod.gov.cy/mod/mod.nsf/dmlindex_en/dmlindex_en?OpenDocument）、European Bureau for Conscientious Objection サイト（<http://www.ebco-beoc.eu/page/country/country.htm>）
- ギリシャ：ギリシャ国防省サイト（<http://www.mod.mil.gr/Pages/MainAnalysisPage3.asp?HyperLinkID=3&MainLinkID=49>）、War Resister's International サイト（<http://www.wri-irg.org/news/2005/greece05a-en.htm>）
- デンマーク：War Resister's International サイト（<http://www.wri-irg.org/system/files/Rrtk-update-2008-denmark.pdf>）、International Association for National Youth Service サイト（<http://www.ianys.utas.edu.au/country/denmark-2000.html>）、福岡・デンマーク友好協会ブログ（http://yaplog.jp/denmark_2/archive/13）
- ドイツ：石井五郎「ドイツ非軍事役務法」『外国の立法 217 号』国立国会図書館・2003.8 所収、『諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書』（文部科学省、平成 19 年 3 月）
- フィンランド：フィンランド雇用及び経済発展省サイト（<http://www.mol.fi/mol/en/index.jsp>）、フィンランド国防軍作成のブックレット「徴兵の手引き」（http://www.mil.fi/perustietoa/julkaisut/varusmies_08_en.pdf）、フィンランド国営放送の記事（http://yle.fi/uutiset/news/2008/10/total_service_objectors_doubled_during_a_decade_357270.html）
- スロベニア：黒木三郎・杉本篤史「比較法学」第 33 巻第 2 号（早稲田大学比較法研究所・2000）
- チェコ：チェコ下院サイト（<http://www.psp.cz/cgi-bin/eng/docs/laws/1998/110.html>）
- ポルトガル：鈴木弥栄男・大迫丈志『対訳ポルトガル憲法』（丸善プラネット・2008）

（中山太郎事務所作成）